

小鹿野町使用料等審議会 会議録

会議名称	小鹿野町使用料等審議会（第3回）		
日 時	令和元年9月27日（金）		
開会時刻	19：00	閉会時刻	21：25
開催場所	小鹿野庁舎 第一会議室		
出席委員	阪本 昇寿、丸山 陽生、板倉 盛夫、柴崎 好一、 井上 武男、黒澤 茂雄、中村 倭夫、渡部 幸夫		
欠席委員	塩田 浩司、宮本 一輝		
執行部・ 事務局出席	総合政策課長 分須 亮太郎、総合政策課主幹 加藤 博章、 総合政策課主査 五十嵐 貴幸		
配布資料	<p>第3回小鹿野町使用料等審議会次第</p> <p>体育施設の使用料</p> <p>集会所・観光施設等の使用料</p> <p>文化施設の使用料</p> <p>減免の規定</p> <p>小鹿野町ライミングパーク神怡館利用料金算定の考え方（別表）</p>		

小鹿野町使用料等審議会 会議録

発言者	会議の概要
総合政策課長	<p>1 開会</p> <p>定刻になりましたので、第3回小鹿野町使用料等審議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しいところ、お疲れのところご出席頂き大変ありがとうございます。</p>
総合政策課長	<p>2 あいさつ</p> <p>開会にあたりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
阪本会長	あいさつ
総合政策課長	<p>本日ですが、塩田委員と宮本委員より欠席の連絡が入っておりますのでよろしく お願いいたします。</p> <p>それでは、早速ですが議事に移ります。阪本会長に議長となつていただき、議事 の進行をお願いします。</p>
阪本会長	<p>3 議事 (1)会議録署名委員の指名について</p> <p>ただいまから、第3回小鹿野町使用料等審議会の議事に入ります。</p> <p>はじめに、会議録署名委員の指名を行います。中村委員と渡部委員をお願い いたします。</p>
阪本会長	<p>(2)第2回会議の会議録について</p> <p>次に、第2回会議録についてですが、皆様のお手元にお配りさせていただきました ので、記載内容に訂正等あればご指摘お願いいたします。</p> <p>何もないようですので、議事録署名委員の方は署名をお願いします。</p>
阪本会長	<p>(3) 使用料等の試算について</p> <p>つづきまして、「(3)使用料等の試算」について、事務局より説明をお願いします す。</p>
事務局	「体育施設の使用料、集会所・観光施設等の使用料、文化施設の使用料」につ いて説明
阪本会長	<p>それでは、各施設の使用料の案について説明していただきました。体育施設の 使用料については、現在町民無料となっている施設は、必要最低限の維持管理 費は負担いただくといったものようです。何かご意見のある方は発言をお願い します。学校施設の開放が条例によって無料となっていることについて、どうする かといったことを議論いただければと思います。</p>
渡部委員	<p>学校施設の無料のところに、減免規定の説明をいただいてからでないかと判 断ができないので、その部分だけでいいので減免の説明をお願いしたいので すが。</p>
阪本会長	事務局より説明をお願いします。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

事務局	「学校施設の開放における減免規定」の説明
阪本会長	条例に基づいて減免されるということは、もし使用料を改定して徴収するとした場合は、条例改正が前提となっているということによろしいですか。
事務局	そのとおりです。条例の改正が必要となります。長瀬町では使用料を徴収することになっておりますが、町民が利用する場合には減免の規定で免除としているようです。学校施設であっても空いている時間に町民の健康促進のために無料で利用させるといった趣旨なのかと思います。
渡部委員	皆野町の例も出ていますが、皆野町も同じような考え方で減免ですか。
事務局	皆野町については、町民が使用する場合は使用料を徴収しているようです。条例の施行規則において、スポーツ少年団などが利用する場合は免除しているといったやり方をしています。
中村委員	施設を維持管理していく上で、草刈の費用が発生していて、その額が使用料の算定基礎に含まれていると思います。私自身の実体験ですが、充電式の草刈機を使用しておりますが、20分間連続使用で電気代は4円前後です。草刈業務を委託して行っている施設等もあると思いますが、ボランティア活動を促進して維持管理費の削減を図ることも、今後の施設管理をしていく上で必要じゃないかなと思います。
事務局	町全体で、町道等の草刈業務を行う上でボランティアの推進を検討していきたいと思っております。
阪本会長	渡部委員と中村委員より意見がございました。町外については現状維持で町民については、学校施設の使用について条例の改正をして使用料を徴収するのがよいのか、他の意見のある方はいますか。
事務局	この使用料の案は1時間あたりの単価で表示してあります。そのため実際に施設を使用する場合の単位が、午前中とか午後1時から5時などといったように決められておりますので、実際に支払う料金は、表中の単価に使用時間を乗じた金額となります。
井上委員	確認ですが、この改定案の金額は団体で借りた場合の料金でよろしいですか。個人でこの金額のわけではないと思いますが。また、クライミングウォールについては個人での料金だと理解してよろしいですか。
事務局	団体でも個人でも、施設をその時間借りた場合の金額です。そのため、人数が多ければ多いほど一人当たりの使用料は少なくなります。クライミングウォールについては、個人での料金となっています。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

渡部委員	学校施設の開放時の使用料について、事務局が大変なのかも知れませんが改正して徴収した方がいいような気がします。使用するのは夜間が多く照明も使用していて電気代もかかっていると思いますので使用料は徴収してもいいと思います。
井上委員	町民の立場からすると、現在学校施設で使用している体育館も、廃校になった体育館もどちらも体育館であって、使用料改定した場合に、一方は使用料を徴収して、もう一方は無料というのは何でといったことになると思います。類似施設であれば統一の料金を設定するのがいいと思います。
渡部委員	受益者負担の原則を考えれば、使用料を徴収するべきだと思います。無料とした場合でも結局は町民の税金で維持管理費を賄うわけであるので、大変でも条例を改正して徴収した方がいいと思います。
板倉委員	学校施設に該当しない体育館の使用料を徴収するのであれば、学校施設の開放施設の使用料についても、条例を改正して使用料を徴収した方が公平性を保つためにはいいと思います。
柴崎委員	公平性ということを考えた場合には、無料の体育館と有料の体育館があるのはおかしいと思います。
阪本会長	この件についての審議会での意見としては、類似施設については足並みを揃えるということで、条例改正も視野に入れて答申案にまとめたいと思います。
井上委員	使用料減免の条例中にある、「～町内事業者に勤務する者～」という文言についてはどういった意味合いがあるのでしょうか。
阪本会長	在勤者については、町内企業へ貢献をしているとして町民と同様の扱いをするという趣旨だと思います。
事務局	会長のおっしゃるとおりだと思います。
丸山委員	実際には在住者と在勤者が一体となって施設を使用するといった場合がほとんどで、全員が在勤者ということは少ないと思いますので、混乱をさせないためにも今のような形でよいのではないのでしょうか。
事務局	前回の審議会において話題に挙がった、「町民等」についても使用する団体の過半数が町民の場合は、町民料金で使用できるというものでした。純粋に「町外」のみというのは、民宿とかで利用する場合に限られるのではないかと思います。これらとは変わった例を挙げさせていただきますと、文化センターの使用料は西秩父以外の人を使用する場合は町民料金の1.5倍というものになっていまして、旧吉田町の秩父市民は町民料金で使用できることとなっています。
阪本委員	どうしてそのような料金設定になったのか、今の段階ですと、町民以外でも町民料金で使用できることになっており、おかしいという意見がありますので、何故そうなったのか経緯が判明してから判断した方がいいと思います。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

事務局	<p>現行の使用料では、考え方や文言の明記の仕方がまちまちとなっておりますので、在勤者については町外料金とするか、文化センターの西秩父の住民を町民料金として扱い、旧吉田町の秩父市民を町民料金としたままでいいのかなど、それらの事由について整理をしていく必要があると思います。</p>
阪本会長	<p>せっかくの使用料を考える機会でもありますので、統一感をもった使用料の決め方をしていきたいと思っておりますので、それらの経緯について、資料にまとめていただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>先ほどの学校開放施設である体育館の町民料金の改定案ですが、現状減免規定があるのでゼロ円としていますが、条例改正した場合に、他の施設と同様の算定で行いますと、約500円となりますが、閉校中学校体育館では400円としておりますので、同じ体育館ということで統一感を持たせるため、同額として設定させていただきます。</p>
阪本会長	<p>それでは、次の「集会所・観光施設等の使用料」に進みます。おおむね現状のままですが、小鹿野フットサル場については利用促進のため、現行より若干下げるといった案があげられています。この「集会所・観光施設等の使用料」について、何かご意見のある方はお願いいたします。</p>
柴崎委員	<p>秩父ミュージックパークスカイトレイン施設について、現行は大人400円、子ども200円で運営しています。県外にも同様な施設があって、そこでは一回の料金が同じような金額で運営しており、一回降りるとまた乗る際はまた同額がかかるといった設定になっています。それに対しスカイトレインは、良心的で一回券を購入すると、一日乗り放題という設定となっています。以前にスカイトレインの運転の仕事をしていて、いつも料金設定で一日乗る場合には一日券、その他に片道券や往復券などの料金設定があるといいなと思っていました。あとお客さんに、身体障害者の割引はないのかということをよく言われたことがあります。利用の仕方によって料金設定や団体割引、障害者割引などの設定があってもいいのかなと思います。</p>
渡部委員	<p>障害者割引の設定がないことの検討については、他の施設でもいえることだと思います。</p>
事務局	<p>町の減免規定は、大体が「特別な理由がある場合」という書き方になっていて、細かくどういう人が減免になるといった書き方をしているものはほとんどありません。他の自治体では細かく規定している自治体もあります。障害者割引があるというのは、薬師の湯で障害者の方は二分の一減額するというものがありますが、その他には「障害者」という文字で明確に規定しているものはないように思います。</p>
阪本会長	<p>薬師の湯では現行で「障害者」に対しての減免を規定しているのですから、それをもとに、他の減免規定にも反映させていくこともできるといいと思います。</p>

小鹿野町使用料等審議会 会議録

阪本会長	<p>答申案を策定するにあたって、施設によっては一日券や障害者割引の設定について、事務局で担当部署に確認した上で、検討していただきたいと思います。</p> <p>他に、「集会所・観光施設等の使用料」について、利用促進ということでのフットサル場の現行より減額する料金設定案についてはいかがでしょうか。</p>
渡部委員	<p>使用料を安くしたら、利用者は来るものなのではないでしょうか。私はフットサル場があることを知らなかったの、存在の周知をもっとするべきではないかと思います。</p>
阪本会長	<p>年10回くらいの利用で、町民の利用はほとんどない状態なのは、あるのを知らないのかも知れません。またあるのは知っていても使い勝手が悪いのかもしれませんが、何かしらの理由があると思います。</p>
事務局	<p>フットサル場について、存在のアナウンスをもっとすることにいたします。</p>
阪本会長	<p>それでは次に、「減免の規定」について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「減免の規定」についての説明</p>
阪本会長	<p>減免の規定について説明いただきました。皆様のご意見をお願いいたします。</p>
井上委員	<p>小鹿野町夜間照明施設条例と小鹿野町都市公園条例ですが、スポーツ少年団については、町の考え方では、免除となっておりますが、減免規定では半額という表記になっています。これはどういうことでしょうか。</p>
事務局	<p>これについては、現状特に規定がありませんので、現時点でスポーツ少年団から申請が出てきた際は、半額とする対応をしていますが、今後についてスポーツ少年団等は免除という対応に変更していきたいということです。</p> <p>また、この部分について一点訂正をお願いいたします。小鹿野町都市公園条例についての減免規定欄の※印部分は誤りですので削除をお願いいたします。</p>
渡部委員	<p>小鹿野町おがの化石館条例のところで、JAFの割引があるようですが、障害者枠での割引がないとのことですので、ここだけではなく、全体的に見直して障害者割引の検討をした方がいいかと思います。</p>
阪本会長	<p>障害者枠については、他の条例についても該当ができるのか検討していただきたいと思います。</p> <p>その他に何かご意見ありますでしょうか。</p> <p>減免については、これまでに出てきた意見を参考に事務局案の見直しをしていただき、答申案の原案として次回討議ができればと思います。</p> <p>最後に、「ボルダリング施設」利用料金表について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「小鹿野町クライミングパーク神怡館利用料金算定の考え方（別表）」について説明。</p>

小鹿野町使用料等審議会 会議録

井上委員	別表第2で、小学生料金の設定がありますが、小学生以下は利用できないということでしょうか。小さい子は、危ないから利用させないということでしょうか。できることなら、もっと小さいうちから経験させるということもいいのかなと思います。
事務局	担当部局へ確認いたします。
阪本会長	それでは、他に意見がなければ審議は終了し、その他について事務局よりお願いいたします。
事務局	次回審議会の日程ですが、ひと月後を予定しておりますが、委員の皆さんのご予定はいかがでしょうか。 (委員の方々で検討後) 次回の審議会は、10月30日水曜日午後7時より開催いたします。よろしくお願いいたします。 以上をもちまして、第三回使用料等審議会を閉会させていただきます。 長時間にわたり、ご審議頂きありがとうございました。